

第2 阿蘇地域管理計画区

1 管理の基本的方針

I 中央火口丘地区

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性

本地区は阿蘇カルデラ内で景観上及び利用上の核心をなす部分である。標高1,592mで阿蘇山の最高峰である高岳、活発な活動を続けているにもかかわらず近接して火口を望見できる中岳、北麓に草千里を擁する烏帽子岳、西側に多くの浸食痕のついた杵島岳、岩峰が連なり奇観を呈する根子岳の5つから阿蘇五岳が構成されている。

中岳火口周辺にはイタドリ、コイワカンスゲ等で形成される火山荒原がひろがり、それを取り巻くようにミヤマキリシマの群落が形成されている。杵島岳及び烏帽子岳周辺は草千里に代表される草原となっており、本公園の主要な景観である草原景観を形成する（本管理計画書において「草原」とは、草本植物が生えた広い場所あるいはここに発達している群落をいい、木本植物が混生していてもそれが優占することなく、主として草本植物から成り立っている群落を含む）。草原はまた大陸系遺存植物をはじめとする貴重動植物の生育地となっている。

このような特性を有する本地域の自然景観を保護するため、代表的な景観を保全対象に定めその保護管理に努めるものとする。

イ 保全対象の保全方針

本地区の風致景観を代表する保全対象と保全方針は以下の通りである。

保 全 対 象 (地 域 地 区)	概 要	保 全 方 針
高岳の火山景観 (特別保護地区、 第1種特別地域)	阿蘇火山の最高峰で、山頂部に広がる荒涼とした景観は火山特有の景観であり、火山を理解する上で貴重なものである。 一部の歩道で土壌の浸食が見られる。	利用施設は現状の規模にとどめ、風致景観の維持に努める。 歩道については浸食防止対策を行う。
中岳の火山地形 (特別保護地区、 第1種特別地域)	中岳火口は活動中の火口底を間近に望めることから、阿蘇山観光の中心であり、年間を通じて多くの観光客が訪れている。 また、東側の火口壁、南側に広がる砂千里ヶ浜も火山に特有の景観である。	日本を代表する火山地形であり、景勝地であることから、防災上必要な施設の設置以外は許可しない。この場合にあっても、地形の改変は最小限にとどめ、デザインにも配慮し、風致景観の維持に努める。
高岳及び中岳の 火山荒原 (特別保護地区、 第1種特別地域)	高岳及び中岳の山頂に広がる火山荒原は、火山活動と植物群落形成を知る上で貴重なものである。	厳しい環境に適応している植物について解説案内板を設置するとともに、現存植生の保護を図る。

根子岳の岩峰 (特別保護地区)	岩峰連なり、樹林に覆われた景観は阿蘇五岳の中でも特異である。植物についても特異なものがあり、特に秋は紅葉が岩峰を彩り、登山利用者も多い。	地形と植生の改変を避け、景観の維持を図る。
米塚及び周辺の火山地形 (第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	山頂に円形火口を有する、形の整ったスコリア丘で、草原景観と相まって美しい景観となっている。周辺には米塚付近から流れ出した溶岩流の中に日本でも珍しい溶岩洞窟が存在する。 南面において歩行者の踏圧による浸食が進んでいる。	地形と植生の改変を避けるとともに、立入禁止等の措置を講じ、風致の維持を図る。
中央火口丘の草原 (第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域)	阿蘇地域の草原は、数百年にわたる牛馬の放牧、採草、野焼きという人によって成り立ったもので、人々の生活基盤であり、本公園の重要な景観要素である。 中央火口丘の草原にはユウスゲやクララ等の植物、オオルリシジミ等見られる。また、放牧と深く関わった糞虫類が多く見られ、生物多様性の観点からも重要である。 しかしながら、近年の畜産業の衰退、維持管理従事者の高齢化等により、採草と野焼きが行われなくつつあり、草原の維持が困難な状況となっている。 また、利用者によるごみの投げ捨て、踏圧による裸地化等の問題が生じている。	阿蘇の草原が放牧や採草等の人々の営みによって維持されてきたことに鑑み、関係機関と協力し草地畜産を主体とした草原利用の継続を図る。その際には、国立公園の景観維持の観点から、輪地切りや野焼きへのボランティアの導入等を検討する。中央火口丘の草原は、放牧地と公園利用地が重なっており、今後も畜産業と観光利用の間に問題が発生しないよう配慮しながら草原として保全していく。
ミヤマキリシマ群落 (特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域)	九州の火山地帯に特産するツツジで、阿蘇山上や仙酔峡に大きな群落が形成されており、開花時には美しい景観を呈する。 群落内への踏み込みや土壌の流失等により根部が露出した個体が見られるほか、稚樹の生育が阻害されている。また、一部に害虫による被害が見られる。	園路を明確にし、群落内への立入を規制する。やむを得ず周囲の草本等を刈り取る場合には稚樹の保護に留意する。害虫が発生した場合の薬剤散布は、生態系への影響に鑑み、被害の程度を把握した上で必要最小限とする。分布区域及び害虫被害について継続的なモニタリングを実施する。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

中央火口丘には3本の道路が整備されており、自動車によって容易に登ることができ、年間約400万人の利用者が訪れている。中岳火口へはロープウェイ、自動車道路、歩道が整備されており、年間約100万人が訪れる。また、中央火口丘山麓には温泉が湧出しており、湯治場の雰囲気を残す地獄垂玉地区の宿舎は年間約9万人に利用されている。

中央火口丘では通過型利用が大半を占め、しかも、火口見物に偏っている。阿蘇山は活火山であるために噴火及び火山性ガスの危険性があり、火口の安全管理に十分に留意すると共に、火口観光一辺倒からの脱却が求められる。その中で、自然探勝型利用、環境教育的利用、広大な原野でのピクニック利用等自然の特性を活かした自然とふれあう利用の促進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

阿蘇の景観を特徴づけている、火山地形及び草原景観の保全を図りつつ、自然特性を活かした公園施設の計画的な整備及び既存施設の集約等を図るものとする。中岳火口周辺では特に安全面に留意し、安全で快適な利用が図れるよう維持管理する。

また、中央火口丘における登山利用者の安全確保を図るため、阿蘇山遭難事故防止対策協議会と連携を図り、利用施設の整備、管理を行う。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

適正な公園利用の促進と利用者に対する普及啓発を図るため、歩道を利用した自然解説等の事業を積極的に行うものとする。植物の盗掘・盗採防止については関係機関と協力して指導に努めるものとする。

Ⅱ 火口原地区

(1) 保護に関する方針

ア 風景の特性

本地区は阿蘇カルデラの火口原で、集落地及び農地となっており、約5万人の人々の生活の場である。北側火口原を阿蘇谷、南側を南郷谷と呼び、古くから人々が生活を営んできた場所であり、人文風景に恵まれている。

昭和9年の国立公園指定以来、当該地のほとんど全域は制限緩和地区（現在は普通地域）として取り扱われてきたが、カルデラ景観を構成する重要な地区である。

イ 保全対象の保全方針

本地区の風景を代表する保全対象と保全方針は以下の通りである。

保 全 対 象	概 要	保 全 方 針
農村風景	阿蘇谷と南郷谷には、平野部に水田が広がり、カルデラ内壁の麓に集落や古墳が点在する農村風景が広がっている。 この風景は人々の長年の営みによって形成された人文風景である。	届出を要する行為は、熊本県景観条例と連携を図り、建築物の規模及び配色について指導するものとする。特にカルデラ内壁の麓に当たる地域については高さを抑えるよう指導する。 南郷谷は条例に基づく「南阿蘇景観形成地域」に指定されており、総合的な景観形成を図るものとする。
主要国道からの風景	国道57号、国道212号、国道325号、国道265号は主要な利用道路になっている。これらの道路からは、阿蘇五岳とカルデラ壁が望見され、水田に映える五岳とカルデラ内壁は火口原ならではの風景である。 さらに、快適な生活環境の育成を図る必要のある地区でもある。 自動車による利用増加に伴い道路沿いに店舗や広告物等が増加傾向にある。	国道沿いの大規模な建築物については、規模及び配色について指導するものとする。 広告物については、熊本県屋外広告物条例の基準と共に阿蘇サイン計画との調整を図り、風景の保護に努めるものとする。

Ⅲ 外輪山地区

(1) 保護に関する方針

ア 風致景観の特性

本地区は涌蓋山、瀬の本高原、菊池溪谷、端辺原野及び波野原を含む北外輪山、南外輪山などからなり、カルデラ地形を特徴づけている景観的に重要な地域である。

阿蘇の外輪山は標高800m～1,000mで連なり、外側はなだらかな裾野、内側は急峻なカルデラ内壁となっている。北外輪山から瀬の本高原にかけては広大な草原景観が見られる。

北向山、菊池溪谷、南外輪山の一部には原生状態に近い自然林が残っており、一般的に開発の進んだ阿蘇地方にあって、原生植生を探るうえで貴重な存在となっている。南外輪山には特別天然記念物のカモシカ、天然記念物のイヌワシの生息が確認されている。

このような特性を有する本地域の自然景観を保護するためその代表的な景観を保全対象に定めその保護管理に努めるものとする。

イ 保全対象の保全方針

本地区の風致景観を代表する保全対象と保全方針は以下の通りである。

保 全 対 象 (地 域 地 区)	概 要	保 全 方 針
カルデラ内壁 (第2種特別地域、 第3種特別地域)	外輪山の内側に連なる急峻なカルデラ内壁は大噴火の激しさを示す景観である。また、外輪山上から見下ろす内壁と、先に望む中央火口丘及び火口原は見る者に感銘を与える。 カルデラ内壁下部では植林が進み、また、以前より採石が行われており、景観が変わりつつある。	地形の改変を避け、風致の維持を図る。 カルデラ内壁においては、特別地域指定以前から行われている採石場が現在4箇所操業中であるが、風致上の支障が大きいため、終掘のうえ、緑化するように引き続き指導する。
ミルクロード及びやまなみハイウェイ沿道の草原 (第2種特別地域、 第3種特別地域)	北外輪山上を通る「ミルクロード」と、阿蘇地域とくじゅう地域を結ぶ「やまなみハイウェイ」は、広大な草原とその先に連なるくじゅう連山、阿蘇五岳を望むことができる景観探勝にすぐれた主要な公園利用道路である。 北外輪の草原は、キスミレ、ヒゴタイ、湿地性のヒゴシオンなどの貴重な大陸系遺存植物の宝庫である。季節毎にさまざまな花を咲かせて利用者の目を楽しませているが、生物多様性の観点からも極めて重要である。 近年の畜産業の衰退、維持管理従事者の高齢化等により、草原の維持が困難な状況となっている。また、アプローチの容易さから植物の盗掘・盗採が絶えない地域でもある。 加えて、違反工作物、広告物の設置、土地の造成等が問題となっている。	主要な公園利用道路である「ミルクロード」及び「やまなみハイウェイ」両側の別添図面の区域を「北外輪瀬の本沿道景観保全区域」とし、取扱を別に定め、沿道の景観を維持する。 草原景観維持のため、関係機関と協力し、草地畜産を主体とした草原利用の継続を図る。その際には、国立公園の景観維持の観点から、輪地切りや野焼きへのボランティアの導入等を検討する。 植物の保護のため、草地改良は可能な限り更新とし、湿地に影響を与える周囲の開発行為は控えるものとする。また、関係機関と協力して植物の盗掘・盗採防止のためのパトロールを実施する。

菊池溪谷 (第1種特別地域、 第2種特別地域、 第3種特別地域)	菊池川の源流部で、残された原生林が清流と相まって溪谷美を見せる。その水は「名水百選」に指定されている。 植物の宝庫としても古くから知られたところで、森林レクリエーションの場としても重要な場所である。	利用施設は現状の規模とし、地形と植生の改変を避け、風致の維持に努める。
北向山原生林 (特別保護地区)	阿蘇に残された原生林で、落葉広葉樹・常緑広葉樹混交林である。国の天然記念物(指定名称は北向谷原始林)に指定されている。 また、この地区の国有林は「北向山林木遺伝資源保存林」に指定されている。	関係機関と連携を図り原生の状態で保護を図る。
涌蓋山 (第1種特別地域)	くじゅう山群の西端に位置し、小国富士と呼ばれ親しまれている。山頂は平らな草原になっており、草原性の植物のほかミヤマキリシマの分布も見られる。	風致の維持に努めるとともに、植物の盗掘・盗採防止に努める。

(2) 利用に関する方針

ア 利用の特性及び利用方針

北外輪山には「ミルクロード」、「やまなみハイウェイ」、「菊池阿蘇スカイライン」等景観探勝にすぐれた道路がよく整備されており、それらを用いた自動車利用が多い。対照的に南外輪山上には九州自然歩道が整備されており、ハイキング等の利用が見られる。また、菊池溪谷は「野鳥の森」及び「レクリエーションの森」として指定を受け、整備が行われており、多くの人々に利用されている。

このことから、自然の特性及び利用形態に沿った自然とふれあう利用の普及・促進を図るものとする。

イ 利用施設の整備及び管理方針

カルデラ地形及び草原景観の維持を図りつつ、自然特性を活かした公園施設の計画的な整備を図るものとする。

ウ 利用の指導及び利用規制方針

適正な公園利用の促進と利用者に対する普及啓発を図るため、園地及び歩道を利用した自然解説等の事業を積極的に行うものとする。植物の盗掘・盗採防止については関係機関と協力して指導に努めるものとする。

北外輪・瀬の本沿道景観保全区域

- ①-② やまなみハイウェイ中心線から100m線界
- ②-③ ミルクロード中心線から100m線界
- ③-④ 第2種特別地域界
- ④-⑤ 見透線界
- ⑤-⑥ やまなみハイウェイ中心線から100m線界
- ⑥-① 行政界

1:50,000

